

# 将来を見越した「骨太」な企業経営のため、今こそ「正社員雇用」を！

## 1. 非正規雇用の現状

### ①非正規労働者の割合【岐阜・全国】

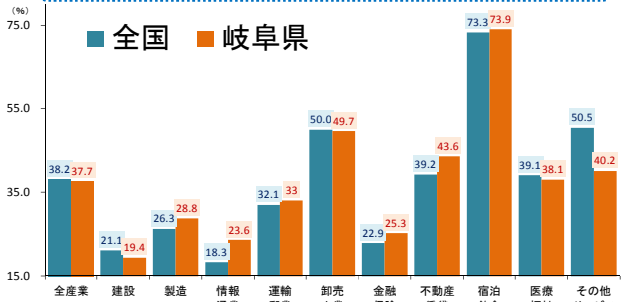
非正規雇用労働者の割合は全国平均を下回るものの、4割弱が非正規雇用労働者となっています。

	非正規割合	うち男性	うち女性	うち若年者
全国	38.2%	22.1%	57.5%	35.3%
岐阜	37.7%	20.4%	57.5%	30.1%

\* 資料：総務省「H24年就業構造基本調査」

### ②産業別の非正規労働者の割合【岐阜・全国】

「宿泊・飲食」「卸売・小売」「不動産、物品賃貸業」で非正規労働者の割合が高い。



\* 資料：総務省「H24年就業構造基本調査」

### ③不本意で非正規雇用されている者の割合【全国】

雇用形態別では、派遣社員、契約社員で高く、年齢別では、25歳～34歳までの若年者で高い。

雇用形態	割合	年齢別	割合
全体	19.2%	全体	19.2%
パート	12.2%	15～24歳	17.8%
アルバイト	19.0%	25～34歳	30.3%
派遣社員	42.6%	35～44歳	19.6%
契約社員	35.2%	45～54歳	18.5%
嘱託	18.8%	55～64歳	16.6%
その他	16.9%	65歳以上	10.2%

\* 総務省「労働力調査（詳細集計）（H25年平均）」

## 2. 正社員・非正規間のミスマッチの存在

### ④正社員を希望する求職者の割合【岐阜】(H26年度)

正社員を希望する求職者は、6割程度。

職業計	62.6%	保安の職業	70.0%
管理的職業	82.8%	農林漁業の職業	64.4%
専門・技術的職業	67.6%	生産工程の職業	79.0%
事務的職業	60.6%	輸送・機械運転の職業	81.9%
販売の職業	69.5%	建設・採掘の職業	88.4%
サービスの職業	55.1%	運搬・清掃等の職業	49.4%

\* 岐阜労働局「職業安定業務統計」

### ⑤正社員求人割合【岐阜】(H26年度)

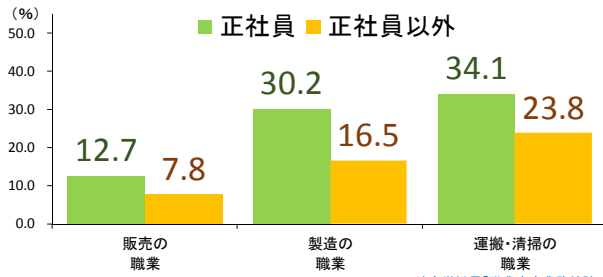
正社員求人は、4割とミスマッチが生じている。

産業計	40.7%	建設	86.9%
製造	46.0%	情報通信	53.3%
運輸・郵便	59.3%	卸売・小売	35.1%
宿泊・飲食	24.8%	生活関連・娯楽	32.8%
医療・福祉	41.4%	その他のサービス	21.9%

\* 岐阜労働局「職業安定業務統計」

### ⑥正社員求人・非正規求人別の充足状況【岐阜】(H26年度)

正社員求人は、非正規求人よりも充足率が高い。



\* 岐阜労働局「職業安定業務統計」

## 3. 今こそ「正社員雇用」を！

### ⑦正社員雇用のメリット

- ☆優秀な人材の確保がしやすくなります。
  - ☆従業員の定着やモチベーションの向上が期待できます。
  - ☆計画的な人材育成が可能となり、技術・技能が確実に継承されます。
- これらにより・・・
- 中・長期的な経営戦略を立てやすくなり、生産性やサービスの向上が期待できます。
  - さらに、採用コスト・教育コストを大きく削減できます。



## 4. 正社員雇用・転換のための助成金の活用

### ⑧試用雇用奨励金(トライアル雇用)

技能・知識、経験等のある程度見極めたうえで正社員として採用するかを判断したい事業主の皆様へ  
3か月間の試行的に雇用することにより、適性・業務遂行能力の可能性を見極めたうえで、常用雇用とするかを判断できる制度で試行的雇用期間の賃金の一部を事業主に対して助成します。

一人あたり月4万円 最大3か月間12万円

◆詳しくは管轄のハローワークまで

### ⑨キャリアアップ助成金

雇用している非正規社員を正社員に転換したい事業主の皆様へ

◎正規雇用転換コース  
正規雇用へ転換する制度を規定し、実際に非正規雇用から正規雇用へ転換した場合に助成。

有期雇用→正規雇用	1人40万円	1年度上限数15人
無期雇用→正規雇用	1人20万円	1年度上限数15人

(※上表は中小企業の場合。平成28年3月31日までは1人あたり10万円上乗せ)

◎多様な正社員コース  
多様な正社員制度を規定し、短時間正社員等多様な正社員に転換または直接雇用した場合に助成。

非正規→短時間正社員	1人20万円	1年度上限数10人
------------	--------	-----------

(※上表は中小企業の場合。平成28年3月31日までは1人あたり10万円上乗せ)

◆詳しくは管轄のハローワークまで



# キャリアアップ助成金のご案内

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、**正規雇用への転換、人材育成、処遇改善などの取組を実施した事業者に対して助成する制度**です。

助成内容		助成額 ( )は中小企業以外の額
① 正規雇用等 転換コース	有期契約労働者等を ・ <b>正規雇用等に転換</b> または ・ <b>直接雇用</b> した場合	①有期→正規：1人当たり <b>50万円(40万円)★</b> ②有期→無期：1人当たり <b>20万円(15万円)</b> ③無期→正規：1人当たり <b>30万円(25万円)★</b> ※派遣労働者を正規雇用で直接雇用する場合、1人当たり30万円加算(中小企業以外も同額)★ ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、1人当たり①10万円、②③5万円加算(中小企業以外も同額)
② 多様な正社員 コース	・ <b>勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定</b> 有期契約労働者等を ・ <b>多様な正社員に転換または直接雇用等</b> 正規雇用労働者を ・ <b>短時間正社員に転換または短時間正社員を新たに雇い入れ</b>	①勤務地・職務限定正社員制度規定・適用： 1事業所当たり <b>40万円(30万円)</b> ②有期・無期→勤務地・職務限定、短時間正社員： 1人当たり <b>30万円(25万円)★</b> ③正規→短時間正社員、短時間正社員の新規雇入れ： 1人当たり <b>20万円(15万円)</b> ※派遣労働者を多様な正社員で直接雇用する場合、1人当たり15万円加算(中小企業以外も同額)★ ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、1人当たり10万円加算(中小企業以外も同額)
③ 人材育成 コース	有期契約労働者等に ・ <b>一般職業訓練</b> (Off-JT) ・ <b>有期実習型訓練</b> (「ジョブ・カード」を活用したOff-JT+OJT) ・ <b>中長期的キャリア形成訓練</b> (専門的・実践的な教育訓練) (Off-JT) ・ <b>育児休業中訓練</b> (Off-JT) を行った場合	Off-JT《1人当たり》 賃金助成：1時間当たり <b>800円(500円)</b> 経費助成： 一般職業訓練、有期実習型訓練、育児休業中訓練 最大 <b>30万円(20万円)</b> 中長期的キャリア形成訓練 最大 <b>50万円(30万円)</b> ※育児休業中訓練は訓練経費助成のみ OJT《1人当たり》 実施助成：1時間当たり <b>800円(700円)</b>
④ 処遇改善 コース	すべてまたは一部の有期契約労働者等の <b>基本給の賃金テーブルを改定し、 2%以上増額★させた場合</b>	①すべての賃金テーブル改定： 1人当たり <b>3万円(2万円)★</b> ②雇用形態別、職種別等の賃金テーブル改定： 1人当たり <b>1.5万円(1万円)★</b> ※「職務評価」の手法の活用により実施した場合、1事業所当たり20万円(15万円)加算★
⑤ 健康管理 コース	有期契約労働者等を対象とする <b>「法定外の健康診断制度」</b> を 新たに規定し、 <b>4人以上実施</b> した場合	1事業所当たり <b>40万円(30万円)</b>
⑥ 短時間労働者の 週所定労働時間 延長コース	有期契約労働者等の <b>週所定労働時間を25時間未 満から30時間以上に延長</b> した 場合	1人当たり <b>10万円(7.5万円)</b>

◆ ★部分は、平成28年3月31日までの間、支給額を増額または要件を緩和しています。

◆ すべてのコースにおいて、助成人数や助成額に上限があります。

◆ 受給までの流れは、裏面をご覧ください。



# 受給までの流れ

助成金の活用にあたっては、事前に「**キャリアアップ計画**」(労働組合等の意見を聴いて作成)等を作成し、提出することが必要です。

<事業主>

<労働局・ハローワーク>

<ジョブ・カードセンター>

キャリアアップ計画の  
作成・提出

キャリアアップ計画  
の作成援助・確認

人材育成コース以外  
(表面①②、④～⑥)

人材育成コース  
(表面③)

訓練計画届  
の作成

訓練カリキュラムの  
作成支援等

〔人材育成コースの「**有期実習型訓練**」を実施する場合、訓練対象者はキャリア・コンサルティングを受け、「**ジョブ・カード**」の交付を受ける必要があります。〕

取組の実施

訓練計画届  
の提出

訓練計画届の確認

訓練の実施

訓練実施状況の  
確認

訓練実施に関する  
相談・援助

支給申請

支給審査  
支給決定

◆ 支給要件等の詳細は、ホームページまたは「キャリアアップ助成金のご案内」(パンフレット)をご確認ください。

キャリアアップ助成金

検索

☆ ご不明な点については、最寄りの都道府県労働局またはハローワークへ お問い合わせ下さい ☆